

## 本宮市農業委員会 令和2年7月総会 議事録

1. 開催日時 令和2年7月22日（水）午後1時30分
2. 開催場所 本宮市役所 3階 「大会議室」
3. 出席委員  
 農業委員会委員  

1番 渡邊 謙輔	2番 遠藤 政幸	3番 國分 政利
4番 伊藤 隆一	5番 石橋 廣基	6番 三瓶 和彦
7番 渡邊 善幸	8番 三瓶 修藏	9番 渡辺 喜一
4. 欠席委員 なし
5. 遅参委員 なし
6. 職員 事務局長 橋本 信人 農地係長 伊藤 晋平 主事 弓田 周平
7. 書記 事務局（農地係長 伊藤 晋平）

事務局長	<p>本日は、4月の連絡協議会で決定したとおり、特例として農業委員のみでの定例会開催といたします。</p> <p>それでは、次第により進めさせていただきます。</p> <p>欠席、遅刻の通告は、ありません。</p>
事務局長	それでは、開会を会長職務代理者より申し上げます。
会長職務代理者	ただ今から、本宮市農業委員会7月・定例会を開会いたします。
事務局長	時節の事柄
事務局長	続きまして、会長よりあいさつを申し上げます。
会長 渡辺喜一	時節の事柄
事務局長	これより先は、本宮市農業委員会会議規則第7条の規定により、会長が議長を務め、議事を進行いたします。
会長 渡辺喜一	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、短時間で進めていきたいと考えておりますので、議事進行にご協力をお願いいたします。</p> <p>出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。</p> <p>次に議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>農業委員7番 渡邊善幸 委員</p> <p>農業委員8番 三瓶修藏 委員</p> <p>を指名いたします。</p> <p>次に、会期の決定ですが、本日限りと決定するに異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、会期を本日限りと決定いたしました。
会長 渡辺喜一	<p>日程に従いまして、</p> <p>5. 報告「農地転用現地調査委員会報告について」報告を行います。農地転用現地調査委員長報告を求めます。</p> <p>( 4番 伊藤 隆一 委員 )</p>
農地転用現地調	調査委員長に選任されました、伊藤隆一です。今回は、三瓶修藏委員、

<p>査委員長</p>	<p>阿部修司委員、佐々木清忠委員で調査を実施しました。</p> <p>去る7月10日（金）、午後1時より、事務局からの説明後、申請人等の立会いのもと10件の現地を調査いたしました。</p> <p>最初に、議案第35号「農地の転用制限について」ですが、農地法第4条第1項の規定に基づくもので、「共同住宅敷地が1件」、「一般住宅敷地が1件」です。</p> <p>次に、議案第37号「農地の転用のための権利移動制限について」ですが、農地法第5条第1項の規定に基づくもので、「共同生活支援施設敷地が1件」、「資材置場敷地が1件」、「一般住宅敷地が2件」、「集会所敷地が1件」、「通路・資材置場敷地が1件」、「仮設駐車場敷地が1件」です。</p> <p>いずれの申請地も土砂等の流出並びに周辺農地へ及ぼす影響はないことを確認いたしました。</p> <p>次に、議案第38号「現況確認証明願いについて」ですが、件番1は、すでに原野化しており耕作できるような状態ではありませんでした。</p> <p>よって、今回の申請地番の許可は適当であると判断しました。</p> <p>以上、現地調査委員会の報告とします。</p>
<p>会長 渡辺喜一</p>	<p>続いて、報告第6号「農地法第18条第6項の規定による届出に対する報告について」、さらに、6月定例会での許可についての報告を事務局より報告いたさせます。</p> <p>（事務局長）</p>
<p>事務局長</p>	<p>（事務局朗読・説明）</p> <p>6月定例会許可分は、6月25日付で、許可指令証を交付いたしました。</p>
<p>会長 渡辺喜一</p>	<p>報告事項でありますので、質疑は行わないこととします。</p> <p>それでは、日程に従い、6・付議事件議案の審議を行います。</p>
<p>会長 渡辺喜一</p>	<p>議案34号「農地の権利移動制限について」農地法第3条第1項の規定に基づく議案を上程します。</p> <p>件番1について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議長</p>
<p>会長 渡辺喜一</p>	<p>事務局長</p>
<p>事務局長</p>	<p>（事務局朗読・説明）</p>
<p>会長 渡辺喜一</p>	<p>現地調査の結果及び補足説明を報告いたします。</p>
<p></p>	<p>（ 5 番 石橋 廣基 委員 ）</p>
<p>石橋 廣基委員</p>	<p>議案第34号件番1について、7月11日に現地調査及び申請内容の確認を國分保委員といたしました。</p> <p>当該地は耕作放棄地もなく、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。</p> <p>以上の結果を踏まえ、件番1につきましては、許可適当と判断いたしました。</p> <p>なお、現地調査に同行しました國分保委員からは、特に報告することはない旨連絡を受けておりますこと、併せて報告いたします。</p> <p>現地調査の報告といたします。</p>

会長 渡辺喜一	それでは、議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め採決を行います。 議案第 34 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可とすることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 34 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可とすることに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に、件番 2 について、事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願いいたします。 ( 8 番 三瓶 修藏 委員 )
三瓶 修藏委員	議案第 34 号件番 2 について、7 月 9 日に現地調査及び申請内容の確認を遠藤正任委員といたしました。 当該地は耕作放棄地もなく、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。 以上の結果を踏まえ、件番 2 につきましては、許可適当と判断いたしました。 なお、現地調査に同行しました遠藤正任委員からは、特に報告することはない旨連絡を受けておりますこと、併せて報告いたします。 現地調査の報告といたします。
会長 渡辺喜一	それでは、議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め採決を行います。 議案第 34 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可とすることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 34 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可とすることに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に、件番 3 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願いいたします。

伊藤 隆一委員	<p>議案第 34 号 件番 3 について、7 月 17 日に現地調査及び申請内容の確認を阿部修司委員といたしました。</p> <p>当該地は耕作放棄地もなく、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。</p> <p>以上の結果を踏まえ、件番 3 につきましては、許可適当と判断いたしました。</p> <p>なお、現地調査に同行しました阿部修司委員からは、特に報告することはない旨連絡を受けておりますこと、併せて報告いたします。</p>
会長 渡辺喜一	<p>それでは、議案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑)</p>
会長 渡辺喜一	<p>質疑を打ち切ることに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め、採決を行います。</p> <p>議案第 34 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく件番 3 は許可とすることに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め、議案第 34 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 は許可とすることに決定いたしました。</p>
会長 渡辺喜一	<p>議案第 35 号「農地の転用制限について」農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく議案を上程します。</p> <p>最初に、件番 1 について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	<p>それでは、議案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑)</p>
会長 渡辺喜一	<p>質疑を打ち切ることに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め、採決を行います。</p> <p>議案第 35 号「農地の転用制限について」農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可とすることに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め、議案第 35 号「農地の転用制限について」農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可とすることに決定いたしました。</p>
会長 渡辺喜一	次に、件番 2 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	<p>それでは、議案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑)</p>

会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 35 号「農地の転用制限について」農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可することに異議ありませんか。
会長 渡辺喜一	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 35 号「農地の転用制限について」農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可することに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に、議案第 36 号「農地の転用に係る事業計画の変更について」農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく議案を上程いたします。 件番 1 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 36 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、「事業計画の変更」、件番 1 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 36 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、「事業計画の変更」、件番 1 は許可することに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に、議案第 37 号「農地の転用のための権利移動制限について」農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく議案を上程します。 最初に、件番 1 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 37 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに異議ありませんか。
会長 渡辺喜一	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 37 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに決定いたしました。

	次に、件番 2 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 37 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可することに異議ありませんか。
会長 渡辺喜一	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 37 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 3 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 37 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 は許可することに異議ありませんか。
会長 渡辺喜一	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 37 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 4 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 37 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 4 は許可することに異議ありませんか。
会長 渡辺喜一	(異議なし)

会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 37 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 4 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 5 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 37 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 5 は許可することに異議ありませんか。
会長 渡辺喜一	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 37 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 5 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 6 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 37 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 6 は許可することに異議ありませんか。
会長 渡辺喜一	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 37 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 6 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 7 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 37 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 7 は許可すること

	に異議ありませんか。
会長 渡辺喜一	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 37 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 7 は許可することに決定いたしました。 次に、議案第 38 号「現況確認証明願いについて」を上程いたします。 件番 1 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 38 号「現況確認証明願いについて」の件番 1 は許可することに異議ありませんか。
会長 渡辺喜一	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 38 号「現況確認証明願いについて」の件番 1 は許可することに決定いたしました。 それでは、次に、議案第 39 号「農用地利用集積計画の決定について」を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	それでは、10 頁の再設定、番号 1 番につきましては、農業委員会 1 番の渡邊謙輔委員が当事者となっております。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与することが制限されておりますので、ここで退席を求めます。 暫時、休憩いたします。
	( 1 番 渡邊 謙輔 委員 退席 )
会長 渡辺喜一	休憩前に引き続き、会議を行います。 それでは、10 頁の再設定・番号 1 の議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 39 号「農用地利用集積計画の決定について」再設定・番号 1 の議案は、本宮市長より送付された計画・案のとおり決定することに異議ありませんか。
	(異議なし)



会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め、採決を行います。</p> <p>議案第 39 号「農用地利用集積計画の決定について」再設定・番号 1 の議案は、本宮市長より送付された計画・案のとおり決定いたしました。</p> <p>それでは、退席しておりました、農業委員 1 番、渡邊謙輔委員の復席を求めます。</p> <p>暫時、休憩いたします。</p>
	( 1 番 渡邊 謙輔 委員 復席 )
会長 渡辺喜一	<p>それでは、10 頁の再設定・番号 1 を除く議案に対する質疑を行います。</p>
	(質疑)
会長 渡辺喜一	<p>質疑を打ち切ることに異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め、採決を行います。</p> <p>議案第 39 号「農用地利用集積計画の決定について」再設定・番号 1 を除く議案は、本宮市長より送付された計画・案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め、議案第 39 号「農用地利用集積計画の決定について」再設定・番号 1 を除く議案は、本宮市長より送付された計画・案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、議案第 40 号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	それでは、議案に対する質疑・意見等をお願いいたします。
委員 伊藤隆一	これまでのものと内容は変わっていないので、市独自のものを考えるべきではないか。
委員 渡邊謙輔	定住促進など、市の政策とマッチングさせて、下限面積の柔軟化などを進めていくと良いのではないか。
会長 渡辺喜一	農業委員会の意見の内容に加えます。
会長 渡辺喜一	<p>質疑・意見を打ち切ることに異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め、第 40 号に対する意見の決定を行います。</p> <p>農業委員の意見としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市農業の基盤維持のため、農業を主業とする農業者だけでなく、農業後継者や小規模農家等への市独自の支援制度について明記を検討すること。</li> <li>・離農防止及び新規就農、また、定住支援などの観点から、農地習得の際の下限面積の柔軟化について明記を検討すること。</li> </ul> <p>とすることに異議ありませんか。</p>
	(異議なし)

